

平成 28 年度

官公庁・独立行政法人・公益法人等向け

# 委託業務単価基準

官公庁、独立行政法人、公益法人等からの受託等における謝金等の基準は以下の通りとする。

業務委託金・謝金

	単価（税別）
会社代表・官公庁局長・大学学長等	60,000 円以内/時間
会社役員・官公庁部長・大学教授等	40,000 円以内/時間
会社部長・官公庁課長・大学准教授等	25,000 円以内/時間

- ※ 業界における著名人・権威者である場合、本人との交渉によって設定することがある（例：大学教授であっても業界における権威者である場合は 50,000 円/時間を支払う）。
- ※ 委託業務の内容、その他特別に考慮すべき事情によっては、上記以外の額を設定することがある。
- ※ 別途、旅費（実費）を支給することがある。

以上